

北九医発第978号

令和8年8月10日

各 医 師 会 長 殿

北九州市医師会

会長 松 村 洋

(公 印 省 略)

令和8年熊本地震における医療用麻薬の県境移動の取扱いについて

(卸売業者、医療機関及び薬局への周知依頼)

標記の件につきまして、県医師会より別紙の通り通知がありましたので、お知らせ致します。

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 平 田 泰 彦
(公 印 省 略)

令和 8 年熊本地震における医療用麻薬の県境移動の取扱いについて
(卸売業者、医療機関及び薬局への周知依頼)

先般、被災県内における医療用麻薬の移動については、福岡医発第 1330 号（総）（令和 8 年 8 月 5 日付）「令和 8 年熊本地震における医療用麻薬の移動の取扱い」によりお知らせしたところです。

このたび、医療用麻薬の県境移動について、日本医師会を通じ厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課より通知がまいりましたのでお知らせいたします。

本通知は、今般の地震による被災地において、必要な医療用麻薬の供給を早期に確保するため、他県の麻薬卸売業者、麻薬診療施設の開設者または麻薬小売業者から被災県への医療用麻薬の県境移動に係る当面の取扱いを示したものです。

なお、本取扱いの終了時期については、今後の被災地の状況を把握した上で、別途通知がなされる予定です。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、被災地において医療用麻薬を必要とする方への供給に支障が生じないよう、会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 譲渡前の手続き

麻薬卸売業者及び麻薬診療施設の開設者が、麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）第 24 条第 10 項に基づき、その保有する麻薬を被災県に譲渡しようとする場合及び麻薬小売業者が、同条第 12 項第 2 号の規定に基づき、その保有する麻薬を被災県に譲渡しようとする場合は、譲渡を行う麻薬卸売業者等の業務所の所在地を管轄する地方厚生局麻薬取締部宛てに、譲渡する医療用麻薬の名称、数量及び譲渡先について電話連絡をしてください。

2. 譲渡後の手続き

麻薬卸売業者及び麻薬診療施設の開設者にあつては、麻薬及び向精神薬取締法第 24 条第 10 項、麻薬小売業者にあつては、同条第 12 項第 2 号の規定に基づく医療用麻薬の譲渡許可申請書を当該地方厚生局麻薬取締部に提出してください。

※留意事項

麻薬小売業者は麻薬小売業者間譲渡の許可なく他の麻薬小売業者から麻薬を直接譲り受けることはせず、麻薬卸売業者または麻薬診療施設の開設者から譲渡を受けてください。

【厚生労働省 九州厚生局麻薬取締部】

TEL：092-472-2331

住所：〒812-0013

福岡市博多区博多駅東 2 丁目 10 番 7 号 福岡第二合同庁舎 1 F

以上

日医発第 873 号（技術）
令和 8 年 8 月 4 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

令和 8 年熊本地震における医療用麻薬の県境移動の取扱いについて
(卸売業者、医療機関及び薬局への周知依頼)

今般、令和 8 年熊本地震への対応につきまして、厚生労働省医薬局監視指導・薬対策課より各都道府県衛生主管部（局）及び地方厚生（支）局麻薬取締部（支所）宛に「令和 8 年熊本地震における医療用麻薬の県境移動の取扱いについて（卸売業者、医療機関及び薬局への周知依頼）」の事務連絡が発出されるとともに、本会に対し連絡がありました。

本事務連絡は、今般の地震による被災地の医療用麻薬について、必要な医療用麻薬の供給を早期に確保する観点から、他県の麻薬卸売業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬小売業者からの県境移動の取扱いを定めたものです。また、本件の取扱いの終了期限については、今後、被災地の状況を把握した上で、別途連絡するとされております。

なお、被災県内における医療用麻薬の移動については、既に令和 8 年 7 月 31 日付「令和 8 年熊本地震における医療用麻薬の移動の取扱いについて」（日医発第 837 号（技術））によりご案内しております。今回の事務連絡は、これに加えて、他県から被災県への医療用麻薬の県境移動について、その取扱いを定めたものですので、ご留意ください。

つきましては、貴会におかれましても本件に関してご了解いただきますとともに、貴会管下関係医療機関等への周知方につきご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 30 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課

令和 8 年熊本地震における医療用麻薬の県境移動の取扱いについて
(卸売業者、医療機関及び薬局への周知依頼)

標記について、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）及び地方厚生（支）局麻薬取締部（支所）宛てに連絡したので、お知らせします。

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 30 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中
地方厚生（支）局麻薬取締部（支所） 御中

厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課

令和 8 年熊本地震における医療用麻薬の県境移動の取扱いについて
(卸売業者、医療機関及び薬局への周知依頼)

今般の地震による被災地の医療用麻薬の県境移動の取扱いについては、被災県において、必要な医療用麻薬の供給を早期に確保する観点から、他県の麻薬卸売業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬小売業者からの県境移動の取扱いにつきましては、下記の手順に従い取り扱うこととしますので、被災地における医療用麻薬を必要とする者への供給に支障なきよう、貴管下の関係者に周知をお願いします。

なお、本事務連絡における取扱いの終了期限については、今後、被災地の状況を把握した上で、別途連絡します。

記

- (1) 麻薬卸売業者及び麻薬診療施設の開設者が、麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）第 24 条第 10 項に基づき、その保有する麻薬を被災県に譲渡しようとする場合及び麻薬小売業者が、同条第 12 項第 2 号の規定に基づき、その保有する麻薬を被災県に譲渡しようとする場合は、譲渡を行う麻薬卸売業者等の業務所の所在地を管轄する地方厚生局麻薬取締部宛てに、譲渡する医療用麻薬の名称、数量及び譲渡先について電話連絡をしてください。
 - (2) 譲渡後、麻薬卸売業者及び麻薬診療施設の開設者にあつては、麻薬及び向精神薬取締法第 24 条第 10 項、麻薬小売業者にあつては、同条第 12 項第 2 号の規定に基づく医療用麻薬の譲渡許可申請書を当該地方厚生局麻薬取締部に提出してください。
- ※ なお、麻薬小売業者は麻薬小売業者間譲渡の許可なく他の麻薬小売業者から麻薬を直接譲り受けることはせず、麻薬卸売業者又は麻薬診療施設の開設者から譲渡を受けてください。

以 上